

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

1 業務センターへの郵送等に関するお願い(別添1)

別添「内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧」のとおり「内部事務のセンター化」を実施していますので、次の事項について、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、所轄税務署を変更するものではありません。

- 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。
- 業務センターへ、申告書等を直接持ち込むことはできません。
- 業務センターから、納税者や税理士の皆さんに、電話や文書により問い合わせさせていただくことがあります。
- 電話による、税務相談や申告書等の用紙の送付は、行っておりません。

詳しくは、ホームページをご覧ください。 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒



天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

2 申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて(別添2)

政府の「デジタル社会実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定)」等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し(税務行政のDX)を進めているところです。

その中で、令和6年4月以降、申告書等の控えへの收受日付印の押なつの取りやめを検討しています。

については、支部の皆さんの、意見・要望等をお聞かせいただきたいと思いますので、よろしく願います。

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

3 令和5年度 税の作文募集について

中学生の「税についての作文」及び「税に関する高校生の作文」について、本年度も募集を継続することとしています。

つきましては、前年度同様、近畿税理士会天王寺支部長賞の表彰について、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、作文表彰式についても、前年同様、天王寺区役所講堂にて開催を予定しております。(開催予定:令和5年12月14日(木))

4 租税教育セミナーの開催見合わせ

租税教育セミナーにつきましては、昨年に引き続き、開催を見合わせる事となりました。

5

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

1 令和5年分所得税及び復興特別所得税の予定納税

(1) 予定納税額の通知書の送付

前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額(令和5年5月15日現在)が15万円以上の方には、6月15日付で「令和5年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」を送付します。

区 分	納付期限(口座振替日も同じ)
第1期分	令和5年 7月31日(月)
第2期分	令和5年11月30日(木)

6

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

- ✓ 令和5年1月以降、所得税等の申告書を作成する際に、「この申告書に係る通知等がある場合、e-Taxによる通知を希望します。」欄を選択し、電子証明書を利用してe-Taxで送信した方については、予定納税等通知書を書面に代えて、e-Taxで通知することとなります。
- ✓ なお、振替納税利用者の方につきましては、振替納税される旨のお知らせが7月20日頃にメッセージボックスに格納されます。
- ✓ 税理士関与のある書面申告書を提出されている納税者の方には、申告書用紙の送付は行わないため、本通知書により予定納税額を確認いただく必要があり、関与先から写しを取得されるなどのご対応をお願いします。

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

1 令和5年分所得税及び復興特別所得税の予定納税

(2) 予定納税額の減額申請手続

廃業、休業又は業況不振などの理由がある方は、予定納税額の減額申請ができますので、第1期分の減額申請をする場合は、令和5年7月18日(火)までに「予定納税額の減額申請書」を提出願います。

天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

1 国税の納付が困難な場合の猶予制度について

2 ダイレクト納付の活用について

9

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

・ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表等について

給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表等の未提出の方に対して、大阪国税局業務センターから電話督促を5月9日(火)以降、順次実施しております。

なお、対象者が税理士関与の場合は、原則として関与されている税理士へ連絡させていただきますので、連絡がありましたら、関与先へのご指導をお願いいたします。

10

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

《資産課税関係》

1 令和5年分の路線価図等の公開日等

令和5年分の路線価図等は、令和5年7月3日(月)午前11時に国税庁ホームページにて公開予定です。

なお、税務署では冊子による閲覧は実施しておりません。国税庁ホームページにアクセスし、閲覧してください。

2 資産課税事務の「エリア一体運営」についてのお知らせ(別添3)

税務署における資産課税事務の効率化を目的として、令和5年7月10日から、中心署の職員が対象署の資産課税に係る事務処理を行う「エリア一体運営」を拡大します。

11

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

1 インボイス制度について(別添4)

国税庁では、インボイス制度について更なる周知を行うため、個人事業者及び法人に対して、税理士関与の有無やインボイス発行事業者の登録の有無を問わず、令和5年4月下旬より順次、案内文等を送付しております。

当該案内文等につきまして、e-Tax利用者はe-Taxメッセージボックスへ格納、未利用者についてはダイレクトメールで、それぞれ別添資料を送付しておりますので、情報提供いたします。

12

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

2 電子帳簿等保存制度について(別添5)

令和5年度税制改正により、「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象は範囲が見直されるなど、電子帳簿等保存法の内容が改正されております。

制度の見直しの概要は国税庁作成のリーフレットでご説明しておりますので、是非ご活用ください。

13

支部提案議題

1 支部定期総会の開催について

2 夏期研修会の開催について

14

官企2-12

令和5年3月27日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

国税庁 長官官房
企画課長 田島 伸二

業務センターへの郵送等に関するお願いについて

税務行政につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国税庁では、令和3年7月から、専担部署（業務センター）で複数の税務署の内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」を進めており、令和8年の全署実施へ向けて、対象となる税務署（以下「対象署」といいます。）を順次拡大しております。

センター化の対象署については、申告書や申請書等は業務センターで処理することとしており、そのため、納税者や税理士の皆様には、書面を送付する際には、業務センターに郵送していただくようお願いしております。

貴連合会におかれましては、会員の皆様に対して、別添「業務センターへの郵送等に関するお願い」について御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、税理士会及び税理士会支部には、各国税局から、同様の周知を行うこととしております。

引き続き、税務行政に御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

業務センターへの郵送等に関するお願い

各国税局及び沖縄国税事務所において、別紙「内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧」のとおり、「内部事務のセンター化^(※)」を実施していますので、次の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書等を提出する際は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。
- 書面の申告書、申請書等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

(※) 「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

○ 内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧（令和5年3月現在、令和5年7月以降） 抜粋

	都道府県	内部事務のセンター化の対象署		業務センターの名称	書面で申告書等を提出する際の郵送先住所
		令和5年3月現在	令和5年7月10日以降		
大阪国税局	大阪府	大阪福島、西淀川、東淀川、大淀	大阪福島、西淀川、東淀川、大淀	大阪国税局業務センター	〒532-8548 大阪市淀川区木川東2丁目3番1号 大阪国税局業務センター
		浪速、東成、北	浪速、東成、北	大阪国税局業務センター 北分室	〒530-8515 大阪市北区南扇町7番13号 大阪国税局業務センター北分室
	兵庫県	瀬、兵庫、長田、須磨、神戸	瀬、兵庫、長田、須磨、神戸	大阪国税局業務センター 神戸分室	〒650-8540 神戸市中央区港島中町2丁目1番10号 神戸税関ポータルライランド出張所内 大阪国税局業務センター神戸分室
		-	尼崎、洲本、芦屋、伊丹 相生、豊岡、加古川、龍野 西脇、三木、社、和田山、相原		
		-	福知山、舞鶴、宇治、宮津 園部、嵯峨		
	京都府	-	奈良、葛城、樹井、吉野	大阪国税局業務センター 阪神分室	令和5年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和5年7月3日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。
奈良県	-				
和歌山県	-	和歌山、海南、御坊、田辺 新宮、粉河、湯淺			

官 税 1 - 3 4
令和5年4月25日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

国税庁総務課長
杉 山 真
(官印省略)

申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて (依頼)

税務行政につきましては、平素より特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国税庁においては、政府の「デジタル社会実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し(税務行政のDX)を進めているところです。

令和3年度のe-Tax利用率は、所得税申告で59.2%、法人税申告で87.9%に達しており、今後もe-Taxの拡大が更に見込まれることなど、DXの取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和6年4月以降、申告書等の控えへの收受日付印の押なつを取りやめることを検討していますので、申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて御理解と御協力を賜りますとともに、各税理士会及び各支部に御周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、税理士会及び税理士会支部には、各国税局から、同様の依頼を行うこととしております。

引き続き、税務行政に御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 資産課税事務の「エリア一体運営」についてのお知らせ

概要

- 税務署における資産課税事務の効率化を目的として、**令和5年7月10日**から、次表のとおり**中心署の職員が対象署の資産課税に係る事務処理を行う「エリア一体運営」**を拡大します。

○ 資産課税事務のエリア一体運営実施署

中心署	対象署
対象事務	資産課税事務全般（内部・相談・調査）
大津	彦根、長浜、水口
右京	豊岡
福知山	西、港、天王寺、生野、西成
東淀川	洲本
北	社
南	桜井
神戸	粉河
姫路	
加古川	
奈良	
葛城	
和歌山	
田辺	
計13署	計23署
	計13署

(注) 下線は新たにエリア一体運営を実施する署を示し、二重下線は、「資産課税の調査事務」から「資産課税事務全般」を対象とするエリア一体運営に変更する署を示します。

留意していただきたい事項

- 資産課税事務の「エリア一体運営」は、行政サービスの水準を維持しながら事務を効率的に処理するために実施しているものであり、**納税者の皆さまの所轄の税務署を変更するものではありません**が、実施後は次の点にご留意ください。

○ **申告書等の提出先・相談窓口**【全対象署共通】

- ・ 申告書や申請書・届出書等の書類の提出先や資産各税に関する相談の窓口は、**従来どおり所轄の税務署**となります。

○ **内部・相談事務関係**【資産課税事務全般を対象とする署（23署）】

- ・ 対象署に提出された**資産各税の申告書・届出書や更正の請求書等の処理**は、**中心署の職員**が実施します。

また、必要に応じて納税者や税理士の皆さまに、**中心署の職員**から**電話や書面等により問合せ**をさせていただく場合があります。

- ・ 対象署における**資産各税の面接相談**を希望される場合は、**事前予約の上、中心署の職員**が対応いたします。
- ・ 対象署における**資産各税の電話相談**は、必要に応じて**中心署の職員**が折り返しの電話により対応いたします。

※ 「内部事務」とは、申告書・届出書等の処理、納税者の皆さまへの問合せや文書の発送など、納税者や税理士の皆さまとの対面を伴わない事務を言います。

○ **調査事務関係**【全対象署共通】

- ・ **中心署の職員**が、対象署の**資産各税の調査事務**に従事いたします。

国税庁からのお知らせ

令和5年4月

消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）について
税制改正により、負担軽減措置が設けられました。

日頃から税務行政についてご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から開始される消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）につきましては、令和5年度税制改正により、新たに負担軽減措置などが設けられました。

すべての事業者の方に関係するものとなっていますので、令和5年度税制改正に関するリーフレットをご案内させていただきます。また、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」には、様々なコンテンツをご用意しておりますので、次ページのリンク先からぜひご覧ください。

「令和5年度税制改正に関するリーフレット」については、こちらからご確認ください。



すでにインボイス発行事業者の登録を受けている方やこれから登録を受ける方は、次のことをご確認ください。

インボイスの発行には準備が必要です。

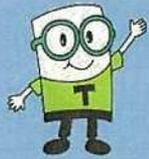
- **取引先との情報共有**
インボイス発行事業者の登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有し、制度開始に向けて準備を行いましょよう。
- **インボイスの発行準備**
インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
また、その交付方法なども検討しましょよう。

登録を受けると、消費税の確定申告が必要です。

消費税申告のためには、請求書等の保存や取引等を税率ごとに区分して記帳すること等が必要です。税務署では、個人の新規課税事業者の方や、日々の取引の記帳方法や決算等がわからない個人事業者の方のために、説明会や記帳指導等を実施しています。
記帳説明会等のご案内については[こちら](#)からご確認ください。

個人事業者の方の消費税の申告は確定申告書等作成コーナーが便利

- 簡易課税制度又は「2割特例[※]」を適用される方は、売上（収入）金額等の入力だけで税額等が自動計算されるほか、青色申告決算書・収支内訳書の内容等を引き継いで、消費税の確定申告書を作成できるため便利です。
※「2割特例」については税制改正リーフレットのポイント1をご覧ください。
- 作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン等があれば e-Tax を利用して提出できます。
確定申告書等作成コーナーについては、[こちら](#)からご確認ください。



令和5年10月1日から インボイス制度が始まります！

インボイス制度ってなに？

まずはインボイス制度を知りたい！という方向けに、
ご活用いただけるコンテンツをご紹介します

こちらから、または
2次元コードから
ご確認ください。



フワちゃんと学ぼう！インボイス制度

インボイス制度について、わかりやすく動画
で解説しています。

インボイス制度や消費税を知りたい方向けの 「免税事業者向けリーフレット」

インボイス制度に関する疑問点や消費税の
基本的な仕組みをまとめています。



登録を受けるべきか悩んでいる…

制度について理解したけど、登録を受けた
ほうがいいのか分からない方へ

こちらから、または
2次元コードから
ご確認ください。



「インボイス制度への事前準備の基本項目 チェックシート」

インボイス発行事業者の登録を受けるかの
判断や、登録を受ける場合の事前準備などの
基本的な項目をまとめています。

登録要否相談会について

登録の要否を検討されている免税事業者の方
を対象に、税務署で事業者の皆様それぞれの
状況に応じた個別のご相談ができる登録要否
相談会を開催しております。

インボイス制度に関わる関係省庁等の 相談窓口について

インボイス制度に関連する補助金や、イン
ボイス制度と下請法・独占禁止法との関係
などのご相談についても、関係省庁等のコ
ールセンターや相談窓口で承っています。

税理士による無料オンライン相談等の 相談先紹介窓口のご案内

免税事業者の方のインボイス制度に関する
相談内容に応じて、税理士による無料オン
ライン相談など、各種相談先を紹介する窓
口を開設予定です。(中小企業庁補助事業)

登録の仕方を教えて！

登録しようと思った方へ

こちらから、または
2次元コードから
ご確認ください。



登録申請が必要です

登録を受けるためには、登録申請が必要で
す。申請後、登録番号が記載された登録通知
が届きますが、登録通知が届くまでには、一
定の期間を要します。期間の目安は[こちら](#)。
制度開始時から登録を受ける場合には、令和
5年9月30日までに申請してください。

登録申請は e-Tax が簡単・便利！

e-Tax では、表示される質問に答えるだけ
で申請ができます。また、e-Tax で申請す
ると、書面で申請書を提出した場合に比べ
て登録通知を早くお届けします。
登録通知を電子データで受け取れば、紛失
の心配もありません。

インボイス発行事業者の登録を受けるかは、任意です。
ご自身の事業実態や消費税申告の事務負担、納税負担等を踏まえてご検討ください。

電子帳簿保存法の内容が改正されました

～ 令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要 ～

Q: 「電子帳簿等保存制度」とは、どのような制度ですか？

A: 電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、3つの制度に区分されています。

① 電子帳簿等保存【希望者のみ】



ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。

さらに、一定の範囲の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置があります（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

② スキャナ保存【希望者のみ】



決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

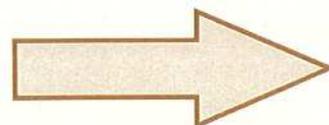
③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】



申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

※ 記録の改ざんなどを防止するため、①～③の保存を行うためには一定のルールに従う必要があります。

令和5年度税制改正による主な改正事項については、次ページ以降でご説明します。



令和5年度税制改正を反映した電子帳簿等保存制度のQ&Aなど電子帳簿保存法についての情報は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に随時掲載していきます。

また、電子帳簿等保存制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)をご確認ください。

詳しくは、 で

こちらからも
特設サイトに
アクセスできます



① 電子帳簿等保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲が見直されました。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲が、申告所得税・法人税について以下のとおり見直されました。

なお、消費税についてこの措置の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲については、変更はありません。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲

【見直し前】

①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿（全ての青色関係帳簿）

【見直し後】

①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿（以下の記載事項に係るものに限定）

③における記載事項	帳簿の具体例
売上げ（加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含む。）その他収入に関する事項	売上帳
仕入れその他経費（法人税は、賃金・給料・法定福利費・厚生費を除く。）に関する事項	仕入帳、経費帳、賃金台帳（所得税のみ）
売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	売掛帳
買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	買掛帳
手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項	受取手形記入帳、支払手形記入帳
その他の債権債務に関する事項（当座預金を除く。）	貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿
有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項（法人税のみ）	有価証券受払い簿（法人税のみ）
減価償却資産に関する事項	固定資産台帳
繰延資産に関する事項	繰延資産台帳

Q: 「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」とは、どのような措置ですか？

A: 一定の範囲の帳簿について、「モニター・説明書等を備え付ける」などの電子帳簿として保存するための要件に加えて、

① 訂正削除履歴の保存、② 帳簿間の相互関連性 ③ 日付・金額・相手方による検索機能の3要件を全て備えて保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置です（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

② スキャナ保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類について適用されます。

(1) 解像度・階調・大きさに関する情報の保存が不要とされました。

国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度・階調・大きさに関する情報の保存を必要とする要件が廃止されました。

なお、これらの情報を保存しておくことは不要となりましたが、スキャナで読み取る際に守らなければならない解像度（200dpi以上）や階調（原則としてカラー画像）などの要件自体に変更はありません。

(2) 入力者等情報の確認要件が不要とされました。

スキャナ保存時に記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくことを求める要件が廃止されました（電子取引データ保存についても同様です。）。

(3) 帳簿との相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定されました。

スキャナで読み取った際に、帳簿と相互にその関連性を確認できるようにしておく必要がある国税関係書類が、「重要書類（契約書・領収書・送り状・納品書等のように、資金や物の流れに直結・連動する書類）」に限定されることとなりました。

この見直しにより、「一般書類（見積書・注文書等や納品書の写しのように、資金や物の流れに直結・連動しない書類）」をスキャナ保存する場合については、相互関連性の確保が不要となりました。

③ 電子取引データ保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用されます。

(1) 検索機能の全てを不要とする措置の対象者が見直されました。

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め（調査担当者にデータのコピーを提供すること）」に応じることができるようにしている場合に検索機能の全てを不要とする措置について、以下のとおり対象者が見直されました。

イ 検索機能が不要とされる対象者の範囲が、基準期間（2課税年度前）の売上高が「1,000万円以下」の保存義務者から「5,000万円以下」の保存義務者に拡大されました。

ロ 対象者に「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者」が追加されました。

(2) 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。

（参考） 令和5年12月31日までにやり取りした電子取引データを「宥恕措置」を適用して保存している方は、令和6年1月1日以後も保存期間が満了するまで、そのプリントアウトした書面を保存し続け、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば問題ありません。

(3) 新たな猶予措置が整備されました。

次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができるとされました。

イ 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

ロ 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

上記(2)の宥恕措置では、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じる必要はありませんでしたが、上記(3)の新たな猶予措置では、プリントアウトした書面の提示・提出の求めに加え、電子取引データについても「ダウンロードの求め」にも応じる必要がありますので、ご注意ください。